

2026年11月1日 特定小売供給約款等の変更に伴う 供給条件の見直し内容について

【特定小売供給約款の変更内容】

項 目		見直しの内容
I 総則	2 供給約款の届出および変更	今回の供給約款の変更届出に係る根拠法令条項を規定いたします。
IV 料金の算定および支払い	29 料金その他の支払方法	債権回収について、債権回収会社に加え、弁護士法人が指定した金融機関等を通じてお支払いいただく場合があることを規定いたします。
		お客さまからあらかじめ料金をお預かりする前受金、予納金および前払金について、現在の料金収納業務の実態を踏まえ廃止いたします。
附則	1 この供給約款の実施期日	実施期日を「2026年11月1日」に変更いたします。
	5 災害救助法が適用された場合等の特別措置	- 本特別措置の適用については、災害発生日から1年以内に災害救助法等が公示された地域を対象としていますが、本規定の追加から1年が経過したことから、発生時期の「2025年4月1日以降」を削除いたします。 - 本特別措置の適用のお申出をいただく場合、り災証明書を「原則として」提出いただくこととしていますが、「必要に応じて」提出いただくことへ変更いたします。
	6 この供給約款の実施にともなう切替措置	約款変更にともなう切替措置として、日割計算に係る規定を追加いたします。

【低圧電気標準約款および電気標準約款〔低圧〕の変更内容】

項 目		見直しの内容
Ⅲ 料金の算定および支払い	24 料金その他の支払方法	債権回収について、債権回収会社に加え、弁護士法人が指定した金融機関等を通じてお支払いいただく場合があることを規定いたします。
附則	1 この標準約款の実施期日	実施期日を「2026年11月1日」に変更いたします。
	災害救助法が適用された場合等の特別措置	- 本特別措置の適用については、災害発生日から1年以内に災害救助法等が公示された地域を対象としていますが、本規定の追加から1年が経過したことから、発生時期の「2025年4月1日以降」を削除いたします。 - 本特別措置の適用のお申出をいただく場合、り災証明書を「原則として」提出いただくこととしていますが、「必要に応じて」提出いただくことへ変更いたします。

【低圧電気供給実施要綱、電気供給実施要綱〔低圧〕 および選択約款の変更内容】

項 目		見直しの内容
本則	適用条件※	・ 変更前の実施要綱（または選択約款）の実施日を「2025年4月1日」に変更いたします。
附則	実施期日	・ 実施期日を「2026年11月1日」に変更いたします。
	この実施要綱（選択約款）の実施にともなう切替措置	・ 約款変更にともなう切替措置として、日割計算に係る規定を追加いたします。

※ 新規加入受付を終了したプランのみ。

【よりそう+ナイト8、よりそう+ナイト10、よりそう+ナイトSの変更内容】

項 目		見直しの内容
附則	契約容量についての特別措置	・ 参照する選択約款の実施日を「2026年11月1日」に変更いたします。

【よりそう+ナイトS、時間帯別電灯Sの変更内容】

項 目		見直しの内容
附則	災害救助法が適用された場合等の料金割引に係る特別措置	・ 割引の対象となる金額について、電気料金の見直し内容とあわせて変更いたします。

【よりそうCパワーナイト、よりそうCスノーA、よりそうCスノーAⅡ、よりそうCスノーB、よりそうCスノーBⅡの変更内容】

項 目		見直しの内容
附則	契約電力についての特別措置	・ 旧実施要綱の実施日を「2025年4月1日」に変更いたします。

【低圧蓄熱調整契約の変更内容】

項 目		見直しの内容
本則	4 料金	・ 今回の電気料金の見直しにともない、蓄熱割引率を変更いたします。

【でんきお預かりサービス要綱の変更内容】

項 目		見直しの内容
Ⅲ 料金の算定 および支払い	19 料金の 支払方法	・ 債権回収について、債権回収会社に加え、弁護士法人が指定した金融機関等を通じてお支払いいただく場合があることを規定いたします。
附則	このサービス要綱の 実施期日	・ 実施期日を「2026年11月1日」に変更いたします。

以 上